

令和4年度定期監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和4年度事業について定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和5年3月3日

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合

監査委員 新 井 裕 二

監査委員 林 恒 徳

令和4年度

定期監査報告書

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合
監 査 委 員

多藤広監発第14号
令和5年3月2日

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合議会
議長 松村晋之様
多野藤岡広域市町村圏振興整備組合
理事長 新井雅博様

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合
監査委員 新井 裕二
監査委員 林 恒徳

定期監査報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和4年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告書を次のとおり提出します。

定期監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査

2 監査の対象

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合

事務局総務課、事務局環境衛生課、消防本部

3 監査の範囲

令和4年4月1日から11月30日現在までの予算執行及び事務事業の施行状況

4 監査の着眼点

組合の所管事務を対象に、主に予算執行その他の事務の処理状況、現金、郵便切手類の出納及び保管状況並びに契約の状況等を重点に、令和4年11月30日現在の定期監査調書に基づき、それぞれの事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか否かを主眼として実施した。

5 監査の主な実施内容

事務局総務課職員による事前監査（予備監査）を実施するとともに、監査委員による監査を実施した。

(1) 予備監査実施日 令和4年12月15日から20日

事前に提出された監査資料（定期監査調書）に基づき、対象ごとに監査項目を定めて各所属へ出向し、事務局総務課職員による書類や帳簿等の試査、照合や確認などを行った。

(2) 監査委員監査実施日 令和5年2月14日

予備監査の結果を踏まえた事務事業の執行状況について担当課長より説明を行い、質疑応答形式により聞き取り調査を行った。

6 監査の結果

財務及び事務事業の執行は、おおむね適正に処理されているものと認められた。また、日常の事務等については書類もよく整理されており、おおむね良好であった。

なお、予備監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、それぞれ口頭及び書面で指導を行うとともに、所属に対して改善又は検討を要望したので記述を省略する。

7 監査の総括及び所見

各監査対象において、財務に関する事務の執行については、予算の目的及び事業計画に従い、かつ、関係法令に準拠し、適正に処理されているが、これまで以上に職員一人ひとりがコスト意識を持ち、意識改革を図られたい。

また、住民からの信頼を損なうことのないよう適正な事務執行に努められるよう切望する。